

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①本市の人口構造

本市の人口は、国勢調査の結果では平成27年の101,574人から令和2年には101,780人と増加したが、生産年齢人口である15歳以上65歳未満の人口については、平成27年の63,708人(全体の62.72%)から令和2年には61,640人(全体の60.56%)へと減少した。

②本市の産業構造

本市の産業について、経済センサスの活動調査結果では、平成28年の事業所総数は3,608事業所で、従業者総数は41,583人である。内訳は第一次産業が43事業所・従業者数333人、第二次産業が583事業所・従業者数9,270人、第三次産業が2,982事業所・従業者数31,980人である。

また、令和3年の事業所総数は3,434事業所で、従業者総数は40,625人である。内訳は第一次産業が39事業所・従業者数230人、第二次産業が538事業所・従業者数9,294人、第三次産業が2,857事業所・従業者数31,101人である。

平成28年に対する令和3年の比較では、第一次産業では事業所数・従業員数ともに減少、第二次産業は事業所数は減少したが従業員数は増加、第三次産業では事業所数・従業員者数ともに減少した。

なお、事業所総数に占める中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項の規定に基づく中小企業者)の割合は平成28年時点で99.6%である。

③本市の中小企業者の実態等

○製造業

製造業の平成21年から令和3年までの製造品出荷額等の推移では、平成21年の2,012億円から平成30年には最高額の2,966億円にまで上昇したが、令和3年には2,405億円に減少している。また、粗付加価値額の推移では、平成21年の885億円から翌平成22年に1,017億円となったものの、平成25年には774億円まで減少した。その後は徐々に上昇し、令和元年には1,050億円まで回復したが、令和3年には892億円まで減少した。

製造業の課題としては、操業環境の確保、後継者不足の解消、新たな販路の拡大が挙げられ、経営革新のための施策が求められている。製造業者は製造過程での効率化やロスをなくすこと、高い品質管理を維持すること等を厳守した操業を行うた

め、一部の企業では老朽化した設備を随時更新している。

令和5年に市が行った「中小企業支援に関するアンケート調査」では、労働生産性を向上させるための新たな機械装置やロボットの導入を望む事業者が複数あり、併せて導入のための補助金を望んでいる。

○卸売業・小売業

卸売業・小売業の平成3年から平成28年までの年間商品販売額の推移において、卸売業では、平成3年の1,325億円から平成6年に770億円まで減少した後、平成19年に最高額の2,317億円にまで上昇した。平成26年には調査方法の変更があり、令和3年の販売額は1,170億円となっている。

また、小売業では、平成3年の976億円から平成9年に最高額の1,087億円に上昇し、以降は900億円前後で推移した。平成26年には調査方法の変更があり、令和3年の販売額は886億円となっている。

卸売業・小売業の課題として、後継者不足による事業者数の減少や消費者の購買方法の多様化、周辺都市との地域間競争の激化等により、空き店舗の増加、店舗の売り上げの減少による利益の低下等が挙げられ、解決策として、新たな商品開発、誘客イベントの実施、空き店舗対策等とともに、生産力や販売力を強化するための新たな設備投資が求められる。

(2) 目標

本市の製造業、卸売業・小売業の課題解決並びに少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等による厳しい事業環境を乗り越えるために、新たな設備投資や老朽化が進む設備を生産性の高い設備（先端設備等）に入れ替えることにより、労働生産性の向上を図る。このことにより、商品販売額や製造品出荷額、粗付加価値額等の上昇による利益創出、経営の安定化、従業員の賃金上昇等を実現するとともに、将来にわたる本市の持続的な経済成長をめざしていく。

目標として、新規の先端設備等導入計画の認定事業者数を2年間合計で40事業者と定める。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

なお、労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したのものとする。

2 先端設備等の種類

本市域内の生産性を包括的に高めるため、この計画の対象とする先端設備等の条件については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、経済波及効果が雇用に結びつくことが少ないことや、景観の阻害に直結することから、既存の自己所有工場や事務所などの敷地内に設置され、景観や周辺環境の保全に配慮されているもののみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内全域に広く所在するため、本計画の対象区域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、様々な業種によって構成されているため、本計画の対象業種は、全業種とする。また、事業については、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・良好な都市環境や都市景観の形成等に十分配慮すること。
- ・先端設備等導入基本計画を認定した事業者の進捗状況について、調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。